

地域未来交付金（地域未来推進型）
交付要領
（インフラ整備事業（国土交通省所管治水事業））

令和 7 年 4 月 1 日
国水治第 310 号
国水流第 18 号
国水砂第 452 号
国水保第 177 号

（最終改正） 令和 8 年 4 月 7 日
国水治第 204 号
国水流第 10 号
国水砂第 455 号
国水保第 153 号

国土交通省水管理・国土保全局長

第 1 通 則

地域未来交付金制度要綱（令和 8 年 2 月 2 日付け府地創第 30 号、府地事第 54 号内閣府事務次官通知、7 農振第 2446 号農林水産事務次官通知、20260127 財経第 2 号経済産業事務次官通知、国総政第 54 号国土交通事務次官通知、環政総発第 2602032 号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第 6 13）に定める地域未来推進型（以下「交付金」という。）のインフラ整備事業の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号。以下「国土交付規則」という。）、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（令和 8 年 4 月 7 日付け、国水治第 205 号、国水流第 11 号、国水砂第 456 号、国水保第 154 号国土交通事務次官通知。以下「要綱」という。）、その他の法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 交付申請

- 1 要綱第 9 の交付申請書の様式は、別紙 1 のとおりとする。地方公共団体は、地方整備局等（北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）に、同交付申請書に必要な書類を添えて

提出するものとする。

- 2 第2-1の規定にかかわらず、市町村が行う事業に係る交付申請については、「補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うことについて」（平成12年4月13日付け建設省告示第1171号）によるものとし、都道府県知事は交付金の交付が法令で定めるところに違反しないかどうか、当該申請の目的、内容及び当該申請に係る交付金の金額の算定が適正であるかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、当該交付申請書に必要な書類を添えて、地方整備局等に報告するものとする。

第3 変更交付申請

要綱第10の変更交付申請書の様式は、別紙2のとおりとする。なお、事業完了予定年月日の変更のみ行う場合の様式は、別紙3のとおりとする。第2の規定は、変更交付申請書を提出する場合について準用する。

第4 申請の取下げ

要綱第11の申請取下書の様式は、別紙4のとおりとする。第2の規定は、申請取下書を提出する場合について準用する。

第5 実績報告

要綱第13に定める実績報告の様式は別紙5及び別紙6のとおりとする。第2の規定は、実績報告書を提出する場合について準用する。

第6 事業の適正な実施

地方公共団体は、要綱第6-3に規定する交付金の他の事業への充当等、事業の適正な実施を図るため、要綱第9及び要綱第10に定める申請、要綱第13に定める報告並びに第2に定める報告を行うときは、別紙7を作成し交付申請書等に添付するものとする。

附 則

- 1 本要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月7日付け国水治第204号、国水流第10号、国水砂第455号、国水保第153号）

- 1 本要領は、令和8年4月7日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に改正前の要領に基づき行われている継続事業で、令和7年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。